

意匠登録出願の 願書及び図面等の記載の手引き

(平成 23 年改訂意匠審査基準対応版)

平成 23 年 8 月

特許庁

はじめに

意匠登録を受けるためには、法律及び規則に基づいて、所定の様式で必要事項を記載した願書と意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面等を特許庁長官に提出（出願）しなければなりません。その際、願書及び図面等について瑕疵がないように記載することが望まれます。

特許庁では、願書及び図面等の記載方法を解説したガイドラインを平成3年に公表し、その後、特殊形態についてのガイドライン、法改正対応のガイドラインを追加公表し、平成16年にはそれらのガイドラインをまとめ、また一部内容を追加した手引きを改めて「意匠登録出願の願書及び図面の記載に関するガイドライン」とし、冊子及び特許庁ホームページへの掲載によって公表しました。更に、平成18年意匠法改正を受けて平成19年に「画像を含む意匠の願書及び図面の表し方」を公表しました。これらの手引きをまとめ、より利用しやすい内容・構成への再編を行った「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」として平成20年に公表しました。

今般、意匠審査基準の一部改訂に伴い、「第2部 部分意匠の表し方」及び「第3部 13. 表示部に表示される画像の意匠」に一部新規事項を加えたうえで、事例を追加し、整理することにより、更に内容を充実させて公表することとしました。

なお、平成23年改訂意匠審査基準適用前の意匠登録出願（平成23年7月31日までの出願）については、平成20年3月「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」をご参照ください。

本手引きは、願書及び図面の作成方法についての基本的な内容の説明と、典型的な例示を記載したものですので、願書及び図面等の記載内容を義務づけるものではありません。出願意匠に応じて、手続きに必要とされる所定の様式については「意匠登録出願等の手続きのガイドライン」、登録要件に関わり必要とされる記載内容については「意匠審査基準」をご参照ください。

以上のように、この「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」は、意匠登録出願にあたって、その願書及び図面等の作成の一助となるよう作成したものです。出願の際にご利用いただければ幸いです。

平成23年8月

審査業務部意匠課意匠審査基準室

(問い合わせ先) 電話：03-3581-1101 内線 2910

FAX：03-3595-2766

E-mail：PA1D00@jpo.go.jp

第1部	出願意匠の表し方の基本	1
1.	願書の記載の基本	2
1.1	【意匠に係る物品】の欄について	2
	(1) 「物品の区分」	2
	(2) 意匠分類に掲載の物品	3
	(3) 物品が「別表一」の「物品の区分」に該当しない場合の記載例	3
1.2	【意匠に係る物品の説明】の欄について	6
	(1) 「別表一」の「物品の区分」のいずれにも属さない物品の場合	6
	(2) 「別表一」の「物品の区分」に属す物品の場合	6
	(3) 記載内容の留意点	6
1.3	【意匠の説明】の欄について	7
	(1) 記載を必要とする事項	7
	(2) 記載内容の留意点	7
2.	図面の記載の基本	9
A.	形態の特定に必要な図について	10
2A.1	様式で定められた作図方法の種類、基本的な留意点	10
	(1) 形態の特定に必要な図の作図方法の種類	10
	(2) 作図上の基本的な留意点	10
2A.2	正投影図法による作図	11
	(1) 正投影図法による作図の場合の留意点	11
2A.3	等角投影図法及び斜投影図法による作図	14
	(1) 等角投影図法	15
	(2) 斜投影図法	15
	(3) 等角投影図法、斜投影図法を使用する際の留意点	16
	(4) 正投影図法とその他の図法とを併用する際の留意点	16
	(5) 各図法による記載例	16
2A.4	平面的な形態（シート状の形態）の作図	18
2A.5	その他の図の作図	19
	(1) 【模様の展開図】	20
	(2) 【断面図】	21
	(3) 【切断部端面図】	23
	(4) 【組合せ断面図】等	24
	(5) 【拡大図】・【部分拡大図】	28
	(6) 【斜視図】（等角投影図、キャビネット図、カバリエ図を除く）	30
	(7) 開閉部を有する場合、分離する場合、形態が変化する場合等を表す図	31

(8) 立体表面の形状を特定する「陰」	31
(9) コンピュータ・グラフィックスを使用した図	33
B. 意匠の理解を助けるための図	35
2B.1 各部の機能等を示す参考図	35
2B.2 使用状態を示す参考図	36
2B.3 透明部を示す参考図等	37
C. 図面代用写真について	38
D. 見本、ひな形について	40
第2部 部分意匠の表し方	41
1. 願書の記載	42
1.1 【部分意匠】の欄	42
1.2 【意匠に係る物品】の欄	42
1.3 【意匠に係る物品の説明】の欄	42
1.4 【意匠の説明】の欄	42
(1) 「意匠登録を受けようとする部分」の特定方法についての記載	43
(2) 「その他の部分」のみが表れる図を省略した場合の記載	43
2. 図面の記載	45
2.1 部分意匠の図面の記載の基本	45
2.2 「意匠登録を受けようとする部分」の特定方法	45
2.3 図面の具体的記載方法・留意点	46
(1) 「6面図」の一般的な記載方法	46
(2) 【断面図】の記載方法	47
(3) 「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界について ..	49
(4) 部分意匠における【拡大図】について	55
(5) 【操作部等を説明する参考図】等について	56
(6) 「その他の部分」の開示の程度について	57
(7) 物品の孔部を部分意匠とする場合	58
(8) 「その他の部分」のみが表れる図を省略する場合	60
2.4 「ひな形」又は「見本」の場合	68
2.5 「図面代用写真」の場合	68
第3部 形態特徴別の表し方	69
1. 分離する部分を有するものの場合	70
1.1 本体と蓋等からなる意匠の場合	70
1.2 雌部と雄部一対からなる意匠の場合	73

2.	開閉部を有するものの場合	74
2.1	扉、蓋の開閉状態のいずれかを主状態にできない場合	74
2.2	蓋を閉じている状態が主状態である場合	75
3.	一部分が可動する構成の意匠	76
3.1	一部分が移動する構成	76
3.2	全部または一部が伸縮して形態が変化する場合	77
4.	透明または透光性を有するものの場合	78
4.1	「透明」と「透光性を有する」との違い	78
4.2	願書【意匠の説明】の欄に記載する際の留意点	78
4.3	【参考図】を使用した透明部の特定方法	79
4.4	透明な意匠の作図方法	80
4.5	透光性を有する場合の表し方	84
5.	立体であって厚みが極めて薄いものの場合	85
6.	「長尺物」の場合	87
6.1	形状または模様が単に連続する場合	87
6.2	形状又は模様が繰り返し連続する場合	88
7.	織物地等の「地もの」の場合	90
7.1	一方向（上下または左右）にのみ模様が連続する場合	90
7.2	四方（上下及び左右方向）に連続する場合	91
7.3	繰り返し連続する模様的一部分を部分意匠とする場合	92
8.	極めて長い部分を有するものの場合	93
8.1	「中間省略」した図の描き方	93
8.2	極めて長い部分を「中間省略」できる場合	94
8.3	作図上の留意点	94
8.4	【意匠の説明】の欄の記載の留意点	95
8.5	電源コードの図示の省略	96
9.	植毛部、網地部等を有するものの場合	97
9.1	植毛部の場合	97
9.2	起毛した布地やスポンジなどの材質の場合	98
9.3	一般的な平織の細かい網地の場合	100
10.	形態が変化するものの場合	103
11.	組木おもちゃ、積み木おもちゃの場合	104
12.	合成物（トランプ等）の形態の場合	105
13.	表示部に表示される画像の意匠	106
13.1	意匠法第2条第1項に規定する意匠を構成する表示画像	107
	（1）願書の記載	107

(2) 図面の記載.....	109
13.2 意匠法第2条第2項に規定する意匠を構成する操作画像.....	113
(1) 願書の記載.....	113
(2) 図面の記載.....	115
13.3 画像が変化する場合.....	124
(1) 願書及び図面の記載の際の留意点.....	125
(2) 形態的な関連性の類型.....	125
13.4 液晶表示盤（図形状のセグメントが固定配置）の場合.....	143
(1) 願書の記載.....	143
(2) 図面の記載.....	144
14. 「組物の意匠」の場合.....	146
14.1 願書の記載の留意点.....	146
14.2 図面の記載の留意点.....	146
(1) 図面の記載の二つの場合.....	146
(2) 図の表示.....	146

(凡例)

「意6条1項3号」・・・ 意匠法第6条第1項第3号

「様式2」・・・・・・ 意匠法施行規則 様式第2

「様式2備考39」・・・・ 意匠法施行規則 様式第2〔備考〕39

「別表一」、「別表二」・・・ 意匠法施行規則 別表第一、同 別表第二

「一組の6面図等」・・・・ 意匠法施行規則様式第6備考8に規定する正投影図法により各図同一縮尺で作成した正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図の一組、又はそれら6面図に代わる等角投影図法又は斜投影図法で作成した図

〔願書及び図面における主要記載内容についての性格分け概略〕

